

令和 4 年 3 月 17 日

第 1 回南知多町議会定例会会議録

1 議事日程

3月17日（最終日）

- 日程第1 議案第6号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程第2 議案第7号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第8号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第9号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第10号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第11号 南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第12号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第13号 南知多町生きがい活動支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第9 議案第14号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第13号）
- 日程第10 議案第15号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第16号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第17号 令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第18号 令和4年度南知多町一般会計予算
- 日程第14 議案第19号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計予算
- 日程第15 議案第20号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第21号 令和4年度南知多町介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第22号 令和4年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第18 議案第23号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算
- 日程第19 議案第24号 令和4年度南知多町水道事業会計予算
- 日程第20 請願第1号 「核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書」の採択を求める請願
- 日程第21 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	森	宏	子	2番	山	本	優	作	
3番	鈴	木	浩	二	4番	片	山	陽	市
5番	小	嶋	完	作	6番	内	田	保	
7番	石	垣	菊	蔵	8番	服	部	光	男
9番	藤	井	満	久	10番	吉	原	一	治
11番	榎	戸	陵	友	12番	石	黒	充	明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町	長	石	黒	和	彦	副	町	長	中	川	昌	一															
総	務	部	長	滝	本	恭	史	総	務	課	長	内	田	純	慈												
防	災	危	機	管	理	室	長	石	黒	俊	光	税	務	課	長	神	谷	和	伸								
企	画	財	政	課	長	滝	本	功	ま	ち	づ	く	り	推	進	室	長	高	田	順	平						
建	設	経	済	部	長	鈴	木	淳	二	建	設	課	長	山	本	剛											
産	業	振	興	課	長	奥	川	広	康	水	道	課	長	坂	本	有	二										
厚	生	部	長	大	岩	幹	治	住	民	福	祉	課	長	宮	地	利	佳										
保	険	年	金	室	長	山	下	忠	仁	健	康	介	護	課	長	田	中	直	之								
健	康	子	育	て	室	長	相	川	和	英	環	境	課	長	富	田	和	彦									
教	育	長	高	橋	篤	教	育	部	長	鈴	木	茂	夫														
学	校	教	育	課	長	鈴	木	和	芳	社	会	教	育	課	長	森	崇	史									
学	校	給	食	セ	ン	タ	ー	所	長	山	本	剛	資	会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長	山	本	有	里

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 大久保 美保 主 査 小坂 有一

[開議 9時30分]

○議長（石垣菊蔵君）

皆さん、おはようございます。

さて、ここ数日暑いと感じるぐらいの陽気、春の足音、桜の開花も近づいております。国においては21日の期限とともに、まん延防止等重点措置の全面解除を本日諮問予定と報道で流されております。

聖崎公園の河津桜に追いつけと桜公園の初の試み、薄暮の空に光の演出、東の空のエアラインに届くかもしれません。終日満開の桜を楽しめるように準備中です。春を探しにぜひ地元の散策をしてみてください。

それでは、去る3月4日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をしていただきまして、誠にありがとうございました。

会議を開く前に報告させていただきます。

3月7日、全員賛成で可決しましたロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議に併せ、配付しました抗議文を町長と連名で送付しましたので、御報告させていただきます。

ここで、傍聴者の皆様をお願い申し上げます。愛知県まん延防止等重点措置が21日まで延期されております。対策をいま一度徹底するため、引き続き傍聴者の皆様には御迷惑と御不便をおかけしますが、別室での傍聴とさせていただくことといたしました。御理解を賜りますようお願い申し上げます。また、基本的な感染防止対策をお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いをいたします。

日程第1 議案第6号 辺地総合整備計画の変更について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第1、議案第6号 辺地総合整備計画の変更についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る11日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第7号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第2、議案第7号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第7号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第7号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

基本的に部長職は8級から7級の職務給に降格させる案であり、南知多町職員全体のやる気と意欲に関わる問題です。ちなみに、部長職8級1号給は40万8,100円で、7級1号給は36万2,900円と、これと比べて基本的に最初から約4万5,000円ほどの給料差がついております。

つまり、今後部長になる方は、今までの部長と比べて約4万5,000円ほど低い給料で重い責任の仕事をすることを要請されます。ここにいる役場の幹部の皆さん、やる気が起こるでしょうか。どうでしょう。

ただ、美浜町に合わせるとの考え方は拙速です。慎重な論議が必要です。阿久比町、武豊町は、現行の南知多町と同じく、8級に部長職を置いております。職務給の変更は、

職員のやる気、意欲と併せ、課長職、部長職の組織の在り方、関連性も含めて慎重な論議が必要です。また、他市町との交渉や折衝での対外的な職務職階の相互関係の妥当性が問題になるのではないのでしょうか。

今、南知多町に次長職が存在しないのに、次長職は残す案とされております。これも説明されておられません。この職務こそ必要ないのだから削除すべきではないのでしょうか。8級に相当する高度の知識、経験を必要とする業務を行う部長の職務とは何かも明確な説明がなされておられません。年齢で判断するのでしょうか。どのような部長の方をこの8級の職務に残すのでしょうか。約4万5,000円の賃下げ提案は、職員のやる気と意欲に関わるものです。丁寧な検討会議の議論を中心に、もっと幅広く論議を求めるものです。ただ美浜町に合わせるとの考えで降格条例は認められません。以上。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第7号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第8号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第3、議案第8号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第8号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第8号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第9号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第4、議案第9号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第9号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

議案第9号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

議案提案の検討に必要な資料が提示されていない議案には賛成できません。手続民主主義に不備がある議案提案です。

3月3日、改正条文検討の条件である個人情報の保護に関する法律第5章第4節の規定の詳しい内容の提示を役場担当者に求めましたが、3月4日の初日議会の質疑の場でも提示されませんでした。また、3月11日の総務建設委員会の審議でも明確にされておられません。

改正の内容である適用除外とされるとする個人情報保護に関する法律第5章第4節の規定が適用されない個人情報とは何かの説明が、正確な資料を提示されておられません。説明不十分でほとんど理解していない不明確な条文改正に賛成することはできません。

国の改正だからそのまま改正するのは仕方ないという立場は危険です。正確な情報提供が議案審議の基本です。手続民主主義が不十分な議案審議はあり得ません。地方自治です。必要ならば4月1日以降でも、臨時議会等で国の改正条文案を丁寧に説明した後で、南知多町個人情報保護条例改正をすればよいと考えます。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第9号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。お座りください。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第10号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 について

○議長(石垣菊蔵君)

日程第5、議案第10号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長(山本優作君)

ただいま上程されました議案第10号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(石垣菊蔵君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第10号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第11号 南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例について

○議長(石垣菊蔵君)

日程第6、議案第11号 南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長(山本優作君)

ただいま上程されました議案第11号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(石垣菊蔵君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これより議案第11号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第12号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(石垣菊蔵君)

日程第7、議案第12号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長(山本優作君)

ただいま上程されました議案第12号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(石垣菊蔵君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第12号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**日程第8 議案第13号 南知多町生きがい活動支援センターの設置及び管理に関する
条例を廃止する条例について**

○議長（石垣菊蔵君）

日程第8、議案第13号 南知多町生きがい活動支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第13号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る9日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、廃止の理由にあるより良質かつ適切な介護サービス等の提供とはどういったものか。答弁としまして、介護保険法で定める国の基準を満たした事業者が運営し、サービス提供日数や時間等も生きがい活動センターより増加するため、利用者のニーズに合わせたサービスの提供が可能となります。

次の質疑としまして、民間介護サービス事業所の事業所名及び運営主体はどこか。答弁としまして、篠島は平成26年9月に開設された篠島デイサービスよつ葉勝宝丸で、運

営主体は内海所在の有限会社米沢福祉会、日間賀島は令和3年9月に開設されたデイサービス夢の楽園日間賀島店で、運営主体は常滑市所在の株式会社KKREです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第13号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第14号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第13号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第9、議案第14号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第13号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第14号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課、室ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。
質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校教育課関係について。

質疑としまして、学校保健特別対策事業費補助金が900万円となっている理由は何か。
答弁としまして、大井小学校を除いているためです。

次の質疑としまして、学校保健特別対策事業費補助金で何を購入する予定か。答弁と
しまして、消毒液などの消耗品のほかに冬期寒気対策用暖房備品などを予定しています。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の裁決により原案のとおり
可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第14号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審
査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課、室ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。
質疑された主なものの概要を申し上げます。

産業振興課関係について。

質疑といたしまして、有機農業実施計画策定業務委託料の契約はどのような予定か。答
弁としまして、令和4年度に繰り返して公募型プロポーザル方式で委託事業者を選定し、
契約を行う予定です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

6番、内田保議員。

○6番(内田 保君)

それでは、議案第14号 令和3年度南知多町一般会計補正予算(第13号)に反対の立場から討論いたします。

国が進める高い専門性と社会的重要性に見合った待遇の実現を目指した、保育士などの9,000円の給料アップの施策は1月に始まっております。2、3月からの制度が始まって、しかし、南知多町は申請しないため、その保育士さんの給料アップの補正予算が今回盛り込まれなかったのは問題です。岸田首相も積極的に進めている保育士の専門性を大事にしようとする賃上げです。それをしない補正予算は認められません。

2020年の全国的な保育士の平均年収は374万円、全産業平均の約487万円と比べて、月換算で約9万円以上の差があります。これは、厚生労働省賃金構造基本統計調査です。この実態に照らせば、引上げ額、月9,000円は不十分と言わざるを得ません。

南知多町でも実態はおおよそ同じです。正規職員以外の会計年度任用職員の保育士さんは、さらに低い賃金となっています。保育士等の賃上げは、この2022年2月から実施されているのに、政府は保育士等の収入を3%は引き上げるとしていますが、予算計上されているのは配置基準条例職員分だけです。

保育所では、配置基準より多くの保育所を配置しているために、実際の1人当たりの額は9,000円より低くなっております。2月から9月分は、保育士等処遇改善臨時特例事業は国として補正予算で781億円を措置されております。国の負担は10割です。ただし、利用には交付申請が必要なのです。内閣府は、国への申請期限を2月21日としていましたが、柔軟に対応すると説明しております。10月以降は公定価格が引き上げられ、施設型給付分として国が2分の1、169億、都道府県が4分の1、65億、市町村が4分の1の65億の負担で実施されます。

しかし、政府は、自治体負担分については交付税措置し、また賃上げ分については全額公費で賄うために利用者負担はないとしております。愛知県の中でも、令和3年度保育士処遇改善臨時特例交付金の申請は既に実施しております。春日井市、小牧市、豊田市、豊橋市、瀬戸市、尾張旭市、豊川市、西尾市、田原市などは申請し、手当や給料表の改定で対応しようとしています。国への職員への処遇改善計画書を事前提出せず、保育所の賃上げをしないままの劣悪な職場環境を放置する令和3年度補正予算は認められ

ません。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第14号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第15号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第10、議案第15号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第15号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少が見込まれる方の国民健康保険税減免は何件か。答弁としまして、令和3年12月末現在で284件です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第15号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第16号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(石垣菊蔵君)

日程第11、議案第16号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(片山陽市君)

ただいま上程されました議案第16号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、基盤安定負担金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の補正は年何回行うのか。答弁としまして、年1回行っています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第16号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第17号 令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第12、議案第17号 令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第17号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料の減免を何人見込んでいるか。答弁としまして、219名です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第17号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第18号 令和4年度南知多町一般会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第13、議案第18号 令和4年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第18号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課、室ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

住民福祉課関係について。

質疑としまして、行旅死亡人取扱手数料は何人分を見込んでいるのか。答弁としまして、1人分です。

次の質疑といたしまして、障害児・障害者通園通学費扶助の対象となる交通機関は何か。また予定人数は何人か。答弁としまして、バス、船、自家用車が対象で、18人です。保険年金室関係について。

質疑としまして、子ども医療給付費の減額理由は何か。答弁としまして、子どもの減少によるものです。

次の質疑としまして、健診用海っ子バス乗車券の内容は何か。答弁としまして、保健センターで行われる集団健診の受診者へバス乗車券を配付するものです。

健康介護課関係について。

質疑としまして、新規事業である福祉敬老フェアの具体的な内容は何か。答弁としまして、介護サービス事業所等のPRブースの設置、高齢者の趣味や特技を生かしたコンテストの開催、表彰等を行う式典の開催、集客のための企業イベント等を予定しています。

次の質疑としまして、シルバー人材センター運営費補助金は、事務局の人件費を計上しているのか。答弁としまして、人件費以外に運営費も対象です。

健康子育て室関係について。

質疑としまして、観劇等謝礼とは何か。答弁としまして、各保育所で園児が観劇する人形劇等の費用に対して支払うものです。

次の質疑としまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、3回目の追加接種のものか。答弁としまして、3回目の追加接種及び小児接種のものです。

環境課関係について。

質疑としまして、知多南部広域環境センターごみ運搬費補助金が増額となっている理由は何か。答弁としまして、令和3年度は試運転期間中のため1月から3月の3か月間で、令和4年度については12か月間であるからです。

次の質疑としまして、合併浄化槽設置事業費補助金について、目標は何世帯か。答弁としまして、令和3年度からの5か年計画で、年間63世帯です。

学校教育課関係について。

質疑としまして、新校舎建設基本構想作成委託において、住民の意見を反映する機会があるか。答弁としまして、委託事業の中で、統合中学校の在り方や新校舎の配置計画

などを話し合うワークショップを予定しています。

次の質疑としまして、友好町村等児童・生徒交流事業記念品はなくなったのか。答弁としまして、内容が観光的なものを持ち合わせているため、今後は産業振興課より提供を受け、事業を継続します。

社会教育課関係について。

質疑としまして、小・中学校の部活動に対する指導者派遣などについて、スポーツ推進委員などと具体的な話合いが行われているか。答弁としまして、具体的な話合いはありませんが、今後は学校教育課と連携し、どのようなスポーツが対応できるかなど関係者から話を伺っていこうと思います。

次の質疑としまして、山海ふれあい会館の資料整理について、今後どのような計画を進める予定か。また整理作業において人員を増やすことは考えていないか。答弁としまして、来年度については、漁具と考古資料を中心に可能な人数で整理を進めていきたいと考えています。

学校給食センター関係について。

質疑としまして、会計年度任用職員報酬が減額した理由は何か。答弁としまして、内訳として、短時間の調理員が1名増員し、給食配膳員が1名減員したためです。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の裁決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第18号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課、室ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

産業振興課関係について。

質疑としまして、商工会等の街路灯について、区別はどのようになっているか。答弁としまして、事業所で示す屋号などの下段に各商工会の名称が記載されていますので、それで区別できます。

次の質疑としまして、近年は廃業する商店や業者も多くなっており、放置され劣化している街路灯も見かけるが、撤去費については補償対償とならないか。答弁としまして、撤去に対する補助は行っていませんが、必要に応じて今後検討します。

総務課関係について。

質疑としまして、広報紙の印刷製本費について、データ配信等により費用削減を考えているか。答弁としまして、現在ホームページへの掲載、広報配信アプリ「マチイロ」などでデジタルによる情報発信を行っていますが、今後も自治体DX推進の中で検討していく必要があると考えています。

防災危機管理室関係について。

質疑としまして、カーブミラーは何基の新設を予定しているか。答弁としまして、4基を予定しています。

まちづくり推進室関係について。

質疑としまして、新規の子ども公共交通費無償化事業委託料690万円の内訳はどのようになっているか。また、翌年度以降の事業継続の判断時期はいつか。答弁としまして、内訳は、船舶運航事業者で600万円、バス運行2事業者で90万円です。また、乗車、乗船回数により11月までに翌年度の事業継続を判断します。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第18号 令和4年度南知多町一般会計予算に反対の討論をいたします。

令和4年度一般会計予算には、子ども・子育てに積極的な予算支出もあり、評価するものです。特に、おうちで子育て応援金3,000円、小・中学生の公共交通費無料化、

小・中学校入学お祝い金1万円、3万円は、積極的な子育て政策、子ども交流政策を進める予算であり、評価するものです。

しかし、次のような大きな2点の問題を抱える予算であり、反対です。

第1の問題点は、南知多町は正規職員約200人、会計年度任用職員、いわゆる非正規職員が約200人の町です。会計年度任用職員への対応は、国の精神に従った扱いになっておらず、1年限りで首切りができる公務員を増やす予算となっていて問題です。住民サービスにとっても不安定で、専門的知識を担保できない地方公務員を増やすだけの施策の予算になっていないでしょうか。

一般会計予算の各年度給与明細書では、正規職員数は、令和元年度199人、令和2年度198人、令和3年度196人、そして令和4年度は193人に正規職員だけ削減されております。また、会計年度任用職員は、令和元年度ゼロ人、令和2年度143人、令和3年度165人、そして令和4年度は203人に増えております。

町長選挙、参議院選挙のためとの説明もありましたが、正規職員を減らし、非正規の会計年度任用職員を増やす予算こそ問題です。本来、専門性のある正規職員で住民の福祉を継続的に守る仕組みこそ必要です。南知多町の会計年度任用職員にも処遇施策は非正規と正規の格差をなくし、同一労働同一賃金を目指す国の改革とは真逆の対応になっております。正規職員と同じ待遇にすることを原則とした法改正であったにもかかわらず、そのようになっておりません。

一番の原因は、南知多町はパートタイム条例のみを制定したことです。期末手当は支給するが勤勉手当は支給しない。保育士、保育所調理員、サービスセンター職員、用務員、ケアマネジャー、公民館等管理人等は、昔は7時間45分のフルタイムの臨時職員がいたのに、フルタイム条例がないため、予算ではほとんどの方が15分程度以上勤務時間を切られて7時間30分程度以下の会計年度任用職員に配置替えになっています。これでいいのでしょうか。

これは、令和2年1月31日付の総務省会計年度任用職員制度移行に向けた質疑応答集の追加についての文書で指摘されたことが守られておりません。この総務省通知の追加説明では次のように示しております。パートタイム会計年度任用職員として任用することを目的に、例えば週5日の勤務の職務について、1日当たり勤務時間は7時間30分とするなど、勤務時間をフルタイム会計年度任用職員よりも僅かに短く設定しても差し支えないかとの説明を立て、次のように解説しております。総務省回答は、単に勤務時間

の確保等に伴う財政上の制約を理由として、合理的な理由がない短い勤務時間を設定し、フルタイムでの任用について抑制を図ることは、適正な任用勤務状況確保という改正法の趣旨に添わないものである。

こうしたことから、パートタイム会計年度任用職員として位置づけること自体を目的として、例えば勤務時間をフルタイム会計年度任用職員よりも1日当たり15分短くするなど僅かに短く設定することは適切ではない。まさに南知多町の会計年度任用職員の扱いは、総務省通知に背くものです。具体的な賃金差別も明快です。

令和4年度予算書209ページの正規職員の小学校用務員さんの賃金と、205ページの小学校会計年度任用職員の学校用務員さんの報酬を比べると、期末手当、会計年度学校用務員は1人当たり約220万円の報酬ですが、正規職員の方は会計年度用務員よりも共済保険料を含んで341万円になります。期末・勤勉手当は、会計年度任用用務員は期末手当のみで、正規用務員さんは期末手当も勤勉手当も出ます。これでいいのでしょうか。

学校用務員の仕事は、15分切って基本的なことは変わりません。やるべきことはやらなくてはなりません。同一労働同一賃金の精神に背く南知多町の令和4年度一般会計になっております。人を大事にしない町に未来はありません。

第2の問題は、今年の町長選挙の選挙公報の発行の予算がありません。今年は知らせる町長選挙があります。しかし、この予算には、各町長候補の政策を全町民に広く知らせる選挙公報の発行の予算がないことは大問題です。

12月までに時間があります。制度設計と予算化で段取りを明らかにすべきです。南知多町は、知多半島で唯一町長選挙、町議会選挙での立候補者の選挙公報がない民主主義の遅れた選挙の町と言われています。このような不名誉を覆すためにも、積極的な政策と具体的な予算が必要です。島があるから配れないことがあるからという後ろ向きな言い訳は通用しません。隣の西尾市の佐久島では、選挙公報は配られております。本当に万一のときには選挙公報を発行し、ホームページで対応をするとのことでもあります。民主主義を徹底するために、日本中の島を抱える町で選挙公報を発行する努力があるので、予算化すべきです。

また、補正予算で問題にした、国が積極的に進めている保育士等の賃金引上げのための予算化がなされていないのも問題です。

最後に、そのほかにも一般会計には無駄な支出があります。リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の負担金の3,000円、滞納整理機構負担金の50万円の負担金についてもや

めるべきです。

以上、住民、職員、保育士等に寄り添わない一般会計であり、認められません。反対します。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

12番、石黒充明議員。

○12番（石黒充明君）

議長のお許しをいただきましたので、議案第18号 令和4年度南知多町一般会計予算について、賛成討論を行います。

新型コロナウイルスの感染状況は、第1波から感染の拡大と縮小を繰り返し、ウイルスの変異株が出現するたび猛威を振るっており、依然として第6波も終息を見込めない中、全ての人が続け感染対策に気を緩めることができない状況にあります。

そうした中、南知多町の予算は、歳入の要であります町税は、新型コロナウイルスの影響による経済の低迷からの回復などを見込み、町税総額では前年度に比較して約7,200万円の増収を見込み、同じく主要財源である地方交付税では3億8,000万円の増額を見込んでいます。また、財源不足を補う財政調整基金の取崩しは、前年度に比較し約2億1,600万円減の8,600万円を見込んでおり、持続可能な財政運営を目指す姿勢の表れと思えるものであります。

一方、歳出においては、石黒町長が今議会初日の施政方針の中で表明されたように、今年度スタートした第7次総合計画に基づき、将来イメージである「絆・選ばれる理由があるまち」を目指すための重点施策に予算が配分されております。

1つ目の重点施策である子育て支援と教育の充実を達成するための事業としては、保育所に入所していない2歳までの児童を在宅で育児する世帯を応援するおうちで子育て支援金事業、子育ての援助を受けたい人で行いたい人をマッチングするファミリー・サポート・センター事業、子どもの弱視や屈折異常の早期発見、治療につなげるための屈折検査機器の導入事業、令和4年度入学予定の児童・生徒の保護者にお祝い金を支給する入学金お祝い事業、町内に在住の小・中学生に対するバス及び名鉄海上観光船代を無償化する子ども公共交通費無償化事業、児童・生徒が郷土に誇りを持っていただくことを目的とした食育の一環として、安全でおいしい地元食材を学校給食で提供する地産地

消で進める食育推進事業などが上げられており、子育て支援と子育て環境のより一層の充実が図られることに期待するものであります。

2つ目の重点施策、産業の活性化、雇用の確保を達成する事業としては、農漁業者の新規就業者への支援を引き続き実施するとともに、水産業強化対策事業といたしまして、漁業協同組合が実施する事業に対する補助を通じて漁業生産基盤の向上及び安定化を進めるとし、観光においてもコロナの影響を受けている観光事業者への支援並びにアフターコロナを見据えた観光振興に力を注ぐと発言されました。コロナで痛んだ町内産業が元どおり活気づくようにしっかりやっていただきたいと思います。

3つ目の安定支援につきましては、風光明媚な南知多町の自然、魅力を守るための景観計画の策定及び人口減少、少子高齢化に対応した公共施設再配置計画の策定が予定されています。また、高齢者敬老事業として実施してきた敬老まつり、敬老福祉フェアとして実施するということでもあります。これらの施策の実施により魅力あるまちづくりを推進し、選ばれる町が実現されることを期待するものであります。

また、老朽化した公共施設の更新などの課題に対しても、公共施設等整備基金積立金に1億円を計上するなど、しっかり準備されていると感じております。

以上、令和4年度一般会計予算に対する私の思いを述べさせていただきました。まだまだコロナで見通しが暗い日々が続く中で、将来に明るい希望を見いだしてくれる予算が編成されていると思います。

なお、片山文教厚生常任委員会委員長、山本総務建設常任委員会委員長より、本件について慎重に審査した結果、原案どおり可決したという報告があり、私もその報告を尊重し、賛成するものであります。

最後に、同僚議員の賛同を心よりお願いしまして、賛成討論といたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、反対討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第18号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第19号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第14、議案第19号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第19号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、レセプト点検業務委託料はどこに委託しているのか。答弁としまして、愛知県国民健康保険団体連合会です。

次の質疑としまして、脳ドックや人間ドック委託料について、希望者は全員受診できる予算額となっているか。答弁としまして、脳ドック委託料は150人分、人間ドック委託料は230人を計上しており、例年の実績から希望者全員が受診できる見込みです。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の裁決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

6 番、内田保議員。

○6 番（内田 保君）

それでは、議案第19号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計予算に反対の討論を行います。

今まで私が指摘した問題である国民健康保険運営協議会に議員が参加し、報酬を受けることが続いている議案であり、そのための報酬等の支出を予算化していて問題であります。議員選出の委員にも報酬支出がなされるとしており、これは適正でしょうか。議員は既に議員職として報酬を受けております。さらに審議会で数時間のための6,300円の報酬を受けていることは、税金の二重取りとの町民の批判を免れないものであると考えます。別物であるとの反論もあると思いますが、少なくとも町議会議員の選出の委員は無報酬とするべきであります。

そもそもこの問題は、二元代表制民主主義の基本に関わる問題です。任命権者の町長自らが二元代表制の本来の在り方と役割をしっかりと捉え直していただきたいものです。議会とすり合わせたなどという言い訳をすべきではありません。執行機関である町である町長が任命する審議会と、そこで決定された保険料をチェックする議会は本来役割が違います。国民健康保険料の原案を町長の指示に従って審議する国保運営協議会では、公募等の委員や大学教授等の専門家を入れて幅広くその声を集めるべきです。

南知多町では公募委員はいません。今、広域代表としている者の3人の議員として任命になっておりますが、これをやめて、公募委員として町民から3人を参加してもらうように変えるべきです。議会としてチェック機能を果たすべく、議員には、既にあらかじめ保険料や税金を談合させるような審議会組織であってはいいはずがありません。知多半島の南知多町以外の国保運営協議会には、保険料や年度額等を話し合う国保、介護の審議会には議員代表は入っておりません。当然、報酬の予算もありません。二元代表制民主主義の基本が当たり前に徹底されているのです。

知多半島で南知多のみに遅れたこのような予算は、任命権者である町長の勇気ある責任と判断さえあれば何とでもなる問題であります。早期に決断し、改善すべきです。なれ合い主義の遅れた民主主義は、そのまま国民健康保険特別会計の予算となっております。認められません。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第19号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので御協力よろしくお願いをいたします。

[休憩 10時28分]

[再開 10時40分]

○議長(石垣菊蔵君)

休憩を解きまして、本議会を再開いたします。

日程第15 議案第20号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長(石垣菊蔵君)

日程第15、議案第20号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(片山陽市君)

ただいま上程されました議案第20号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、後期高齢者医療広域連合納付金が増えているが、要因は何か。答弁としまして、保険料の均等割が上がるためです。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の裁決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第20号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論をいたします。

まず、後期高齢者保険料は、平成20年度から平均約10%の値上げとなっており、高齢者への負担が既に増額しております。また、これまで維持してきた激変緩和措置の均等割軽減特例の割合も8割から後退させ、7割5分、そして7割への改悪もなされていきました。

今回、またまた2月14日、広域連合議会で令和4年度保険料の引上げがされました。均等割額1.3%引上げと賦課限度額の引上げです。広域連合議会の回答でも、全県で均等割1.3%、約633円の引上げにより、保険料の値上げになる方は約70%、賦課限度額引上げで値上げになる方は2%と当局が答弁しております。

南知多町では、保険年金室によると、今年1月時点の後期高齢者保険の対象人数は3,604人だそうです。そのうち約66%の約2,383人が均等割だけの保険料です。1.3%引上げ、633円の値上げ対象者となります。高齢者いじめの保険料改定です。もともと国民健康保険制度の中で対応していた75歳以上の人を後期高齢者保険として切り離したために、次のような問題点も明らかになっております。保険料の新たな負担、保険料の自動的引上げ、保険料減免がなかなか困難、広域制度で当事者の声が届きにくい、現役世代への特定保険料の負担増です。

75歳以上高齢者全員に対して死ぬまで保険料を徴収し、扶養家族としてそれまで負担がゼロだった人にも新たに高い保険料を徴収し、苦しくさせているのがこの保険制度で

す。75歳以上の高齢者への医療保険は本来無料で対応するのが、歴史をつくってきた高齢者への配慮ではないでしょうか。2008年から国民健康保険制度と切り離されたこの制度は、高齢者を大事にしない根本的制度矛盾を抱える制度でもあります。

年金は0.4%下げられます。10月から75歳以上の医療費負担が一部2割に引き上げられます。今回、このような1.3%均等割、保険料値上げを前提にする令和4年度後期高齢者医療特別会計予算は、高齢者の医療不安を呼ぶもので認められません。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第20号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第21号 令和4年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第16、議案第21号 令和4年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第21号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、認知症地域支援・ケア向上事業で予定している拡充事業はあるか。答弁としまして、令和4年2月に開催した認知症介護家族交流会を定期開催していきます。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の裁決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第21号 令和4年度南知多町介護保険特別会計予算について、反対の立場から討論をいたします。

介護保険特別会計予算には、国保会計と同じく介護保険運営協議会の委員として、これも議員が2名参加し、報酬を受ける予算となっております。

税金を二重取りさせる予算はやめるべきです。議員2名は、公募の介護審議会委員を募集して替えるべきです。介護保険の保険料原案が検討される大事な運営協議会は、他市町も実施している公募委員を広く募集し、広く町民の声をこそ拾い上げる努力をすべきです。

談合審議会になることを防ぎ、本来二元代表制民主主義が機能する町にすべきです。議会と執行機関としての町議会の役割の区別、それぞれの責任の明確化をこれまでの慣例などに捉われず、町長の決断で南知多町の遅れたなれ合い民主主義を一気に解決してもらいたいものです。

いまだに議員を介護運営審議会委員として選出し報酬を出す、この令和4年度介護保険特別会計予算には反対せざるを得ません。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第21号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第22号 令和4年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第17、議案第22号 令和4年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第22号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第22号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第23号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

○議長（石垣菊蔵君）

日程第18、議案第23号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第23号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、職員人件費負担金の内訳はどのようなものか。答弁としまして、職員の給与につきましては、一般会計予算において支出しておりますので、職員給与費相当額として、師崎港駐車場事業特別会計から1名相当分を一般会計に負担金として支出しています。

次の質疑としまして、職員給与費の1名分の700万円の根拠は何か。答弁としまして、共済費等を含めた職員の人件費総額を職員数で割った金額です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第23号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第24号 令和4年度南知多町水道事業会計予算

○議長(石垣菊蔵君)

日程第19、議案第24号 令和4年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長(山本優作君)

ただいま上程されました議案第24号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、電気やガスのようにスマートメーターの設置は検討しているか。答弁としまして、既存のメーターに専用機械を取り付けることにより利用可能ですが、1個当たり数万円の費用が見込まれるため、費用対効果などについて検討中です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(石垣菊蔵君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第24号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 請願第1号 「核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書」の採択を求める請願

○議長（石垣菊蔵君）

日程第20、請願第1号 「核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました請願第1号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成なしでありました。よって、本請願は不採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

6番、内田保議員。

○6番(内田 保君)

それでは、請願第1号に対する「核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書」の採択を求める請願に、賛成の立場から討論いたします。

ロシアからウクライナに対する攻撃が続いております。許すことはできません。核兵器が非人道的な兵器だとして開発、製造、保有、使用、威嚇を禁じる核兵器禁止条約は、2017年、国連で採択され、50か国の国と地域の批准をもって去年1月22日に発効いたしました。

核なき世界の理念を共有する輪は拡大し、これまでに59か国・地域が批准しております。日本でも3月1日現在、629自治体が賛成しています。広島で被爆したカナダ在住のサーロー節子さんは、3月7日、岸田文雄首相に手紙を送りました。ロシアによるウクライナへの軍事侵攻と核兵器使用の脅しに対して、今こそ核兵器使用や威嚇は絶対に許されないということを声を大にして上げ、世界中に向けて発信してください。今、世界は広島からの声を必要としていますと訴えました。即時停戦を心から願うと述べ、米国による原爆投下の惨禍を身をもって体験した一人として、このような核の脅しを決して許すことはできませんと表明しています。

こうした中で、一部の政治家から核共有の議論をすべきだという声が上がっていると聞き、私は大変驚き、戸惑っておりますと述べ、核兵器が使われたらどのような凄惨で非人間的な事態になるかを世界に訴えることこそが日本の役割です。それを使用する側に回るという選択肢などあろうはずがありませんと強く協調しております。

世界が核戦争の危機に直面する中、核兵器禁止条約の意義がますます大きくなっていると、今年夏の禁止条約第1回締約国会議にぜひとも出席して、その条約の目標実現のために日本として世界をリードするという明確な立場表明を行ってくださいと岸田首

相に求めております。

安倍元首相や維新の会がウクライナ危機に乗じて核共有発言をする力の論理の立場は、ロシアのプーチン大統領と軌を一にしています。南知多町議会としても、核使用は絶対に許さない立場を日本政府に強く求め、侵略やめろ、国連憲章を守れ、核兵器廃絶に向けて国際世論と連帯していくためにも、この意見書採択の請願への賛同を各議員の皆様に強くお願いするものです。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第1号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

日程第21 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第21、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

各常任委員長、各特別委員長、議会運営委員長から、所管の事項について閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（石垣菊蔵君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和4年第1回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆様、御苦労さまで

した。

[閉会 10時59分]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 石 垣 菊 蔵

署 名 議 員 山 本 優 作

署 名 議 員 鈴 木 浩 二